

校則に関するトラブる

解説者



日本女子大学
教職教育開発センター
教授 坂田 仰

大阪府の公立高校に勤務後、東
京大学大学院法学政治学研究所
公法専攻博士課程単位取得退
学。1996年、日本女子大学に
赴任。専門は、憲法学、公教育
制度論。2021年9月に『新訂
第4版 図解・表解教育法規』（共
著、教育開発研究所）を出版。

学校で起こり得る危機に対し、どのような備えをしておくべきか。事故や災害などが発生したら、被害を最小限にとどめるためにどう対応すればいいのか。学校の危機管理について研究する坂田仰教授が解説する本コーナー。第12回は、校則に関するトラブるについて解説する。

12年ぶりに「生徒指導提要」を改訂。生徒主体の生徒指導が明示される

生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書である「生徒指導提要」が、2022年12月、12年ぶりに改訂されました。22年6月に「子ども基本法」が成立し、子どもの権利擁護や子どもが意見を表明する機会の確保等が法律上位置づけられたことに加え、いじめの重大事案やインターネットにかかわる問題、性的マインオリティーなど、生徒指導の課題が多様化・複雑化していることを受けての見直しです。

改訂によって、生徒指導は、生徒主体であることが明確に示されました。すなわち、「児童の権利に関する条約」や「子ども基本法」の趣旨を踏まえ、生徒指導は、「児童生徒が、

社会の中で自分らしく生きることができるよう存
在へと、自発的・主体的に成長や発達する過
程を支える教育活動」と定義されたのです。
ただ、生徒指導を行う際の基本姿勢に変わり
はありません。生徒指導は学校だけで行うも
のではなく、家庭や地域、専門機関などと協
力的ながら、社会全体で生徒の成長・発達を
包括的に支援していく必要があります。

生徒・教師・保護者が話し合い、校則の趣旨の共通理解と合意形成を図る

今回の「生徒指導提要」の改訂で見直され
た対象の1つに、校則があります。校則の意
義や位置づけは、次のように示されました。

◎児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の

生徒のよりよい成長を支える校則の実現に向けて

- ✓ 校則を見直すプロセスに、生徒が主体的に参画することができるようにする。
- ✓ 学校関係者で校則の意義や根拠の共通理解を図りつつ、学校の教育目標に照らして校則を定める。
- ✓ 校則の制定後も、学校や社会の変化などを踏まえて、現状に合う内容か検証し、見直す。
- ✓ 校則に違反した場合は、生徒個々の事情や状況を把握しつつ、生徒に内省を促すような指導を行う。

図 校則を見直す視点と、見直しのプロセス(例)

校則を見直す視点

- 学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、その意義を適切に説明できるか
- 学校の教育目標に照らして適切な内容か
- 現状に合う内容に変更する必要はないか
- 本当に必要なものか
- 不要に行動が制限されるなど、マイナスの影響を受ける生徒がいないか

見直しのプロセス(例)

- 1 生徒会や学級会で生徒同士で議論したり、アンケートなどで意見を聴取したりして、見直したい校則を洗い出す
- 2 生徒の議論を踏まえ、教師間で議論(根拠も含めて、校則の意義を説明できるようにする)
- 3 生徒・教師で校則の原案を作成・検討
- 4 保護会などで、保護者の意見を聴取(適宜、学校評議会や地域の意見も聴取)
- 5 生徒・学校・保護者の意見をすり合わせ、校則を制定(最終的には校長が制定)
- 6 制定した校則を、その根拠とともに、学校のウェブサイトなどで公開

※文部科学省「生徒指導提要(改訂版)」、坂田教授の取材を基に編集部で作成。

規律。

◎児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられるもの。

◎各学校が教育基本法等に沿って教育目標を実現していく過程において、児童生徒の発達段階や学校・地域の状況、時代の変化等を踏まえて、最終的には校長により制定されるもの。

◎学校教育において社会規範の遵守について適切な指導を行うことは重要であり、学校の教育目標に照らして定められる校則は、教育的意義を有する。

制定や見直しの手続きに関する要件も例示されました(図)。校則のあり方は法令上の規定がなく、制定の権限は校長にあります。制定や見直しにあたっては、生徒会や保護者会などで校則について確認・議論する機会を設け、生徒や保護者など、学校関係者の意見を聞くことが望ましいとしています。特に生徒の参画は、校則の意義を理解し、自ら守ろうとする意識の醸成につながることで重視されています。もちろん教師間でも話し合い、何のための校則か、根拠を含めて説明できるようにしておきましょう。そして、少数派の意見も尊重しつつ、生徒の能力や自主性を伸ばすものとなるよう配慮して制定します。

校則の運用にも言及しています。制定後は、制定の根拠とともに、学校のウェブサイトなどで公開し、生徒や保護者、地域などの学校関係者が参照できるようにしましょう。一定期間が過ぎたら、現状に即したのか、検証・見直しを図ることも重要です。

校則違反があった際には、違反に至った背景など、生徒個々の事情や状況を把握し、生徒に内省を促す指導を行います。そうした指

導は既に実践されていると思いますが、校則の遵守のみを生徒に求めていないか、改めて教師間で意識を共有するとよいでしょう。

教育目標や学校の実情に照らして、 校長が最終判断する場合も

生徒主体で校則を見直すことは、生徒にとって身近な問題を自ら解決するといった教育的意義があるのは確かです。保護者や地域の参画も、社会全体で生徒の成長を支援するという「生徒指導提要」の趣旨に合致しています。ただ、危機管理の視点で考えると、生徒も保護者も価値観が多様化している中、資質・能力や成熟度などが様々な生徒の話し合いによって、誰もが納得する意見の一致が見られ、学校のルールを確立できるのかといった点には疑問が残ります。

校則は、生徒指導の方針・基準を生徒に示すものです。「生徒指導提要」には、校則は最終的には校長によって制定されるものとあり、最高裁判所の校則に関する判例でも、教育目標の実現の観点から、校長が最終決定することを支持しています。学校の実情に合わせて、場合によっては生徒の主張にそぐわないことでも、校長が校則を制定しなければならぬ場合があるのではないかと考えます。